

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	八幡市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000002545.html">http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000002545.html</a>

執行機関名 八幡市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年八幡市条例第29号)別表第2 第3の項 介護保険サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第二条	八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱(平成17年八幡市告示第65号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。	第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が、低所得で生計が困難である者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者(以下「生活保護受給者」という。)に対して利用者負担額の軽減を行った場合、当該法人に対し助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱